

## 仕事のうえで事故等にあったら（労働者災害補償保険）

労働基準法は、労働者が仕事上で負傷し、または仕事の原因で疾病にかかったときには、事業主に療養費の負担や休業補償することを義務付けています。しかし、大きな事故などが起こった場合、事業主だけでは十分な補償ができないおそれもあるため、**労働者災害補償保険法（労災保険法）**が制定されています。

労災保険法は、労働者（アルバイト、パートタイム労働者等名称のいかんを問わない）を使用するすべての事業に強制的に適用されます（ただし、個人経営の農林水産業の一部、国の直営事業等は除く）。保険料については、事業主が全額負担します。

労災保険では、**業務災害（業務上の事由による負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤災害（通勤による負傷、疾病、障がいまたは死亡）を被った労働者、その遺族等に対して、必要な保険給付が行われます。**

このような補償は、労働基準監督署長が労働災害であると認定した場合に限られ、業務災害の場合は、**業務遂行性**（事業主の支配下にある状態であること）及び**業務起因性**（業務と傷病等の間に一定の因果関係があること）という2つの要件を満たす必要があります。

事業主は、労働者が労働災害等で死亡または4日以上休業した場合、遅滞なく管轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません（休業が4日未満の場合も報告義務はありますが、提出期日が異なります）。明らかに労災であるにもかかわらず、報告を怠っていた場合には「労災かくし」として厳正な処分がされます。

また、労災保険給付等の請求にあたって、傷病等の年月日や災害の原因・発生状況等の証明を行うなど、事業主には申請手続への協力義務が課せられています。

なお、複数の事業に使用される労働者については、**複数の事業の業務を要因とする傷病等**（脳・心臓疾患、精神障害等）に関する保険給付があります。また、複数の事業に使用される労働者が給付を受ける際の給付基礎日額（右ページ参照）は、一つの事業を要因とする災害であっても、原則として事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として算定されます。

---

【労災保険に関する問合せ】 事業所を管轄する労働基準監督署（143ページ参照）

# 労働者災害補償保険の主な給付内容

(令和5年4月1日現在)  
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

こんなとき	給付の種類	給付の内容	特別支給金(社会復帰促進等事業)	
			定率定額支給	特別給与(賞与)がある場合
傷病にかかったとき	○労災指定病院等にかかったとき	療養(補償)等給付(療養の給付)	健保の範囲で診療が受けられる(窓口での一部負担金なし)	
	○上記以外の病院等にかかったとき	療養(補償)等給付(療養の費用の支給)	政府が必要と認めるものに限る	
	○傷病の療養のため休業し賞金を受けないとき	休業(補償)等給付	休業4日目(※1)から1日につき給付基礎日額(※2)の60%	休業4日目から1日につき給付基礎日額の20%
	○療養開始後1年6か月で治ゆせず、傷病等級表の傷病等級に該当するとき	傷病(補償)等年金	1年間に給付基礎日額の 1級 313日分 2級 277日分 3級 245日分	一時金として 1級 114万円 2級 107万円 3級 100万円
○治ゆ(症状固定)した場合に障害等級表の障害等級に該当する障がいが残ったとき	障害(補償)等給付(年金または一時金)	(年金)1年間に給付基礎日額の1級 313日分～7級 131日分 (一時金)一時金で8級 503日分～14級 56日分	一時金として 1級 342万円～ 14級 8万円	算定基礎日額 1年間に 1級 313日分～ 7級 131日分 一時金 8級 503日分～ 14級 56日分
○死亡したとき	遺族(補償)等給付(年金)	1年間に給付基礎日額の153日分～245日分	一時金として 300万円	算定基礎日額(※3)の 1年間に 153日分～245日分
	遺族(補償)等給付(一時金)	一時金で給付基礎日額の1,000日分		1,000日分(一時金)
	葬祭料等(葬祭給付)	給付基礎日額の30日分 + 315,000円または給付基礎日額の60日分		
○障害(補償)年金または傷病(補償)年金の受給者が一定の障がいにより現に介護を受けているとき	介護(補償)等給付	常時介護は月額172,550円 随時介護は月額 86,280円を上限		
○定期健診等で、脳・心臓疾患に関連する一定項目に異常所見があるとき	二次健康診断等給付	二次健康診断と特定保健指導		

(注)「給付の種類」の表記について  
通勤災害における保険給付は業務災害に関するものとはほぼ同様ですが、通勤災害は使用者に補償責任がないことから、通勤災害に「補償」の文字は使われません。

11

労働保険、社会保険、他

- ※1 業務災害の場合、労働基準法第76条に基づき休業3日目までは使用者に災害補償責任があります。
- ※2 給付基礎日額は、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額です。
- ※3 算定基礎日額は、原則として傷病等の前1年間の特別給与(賞与)の総額を365で割った額ですが、上限等があります。

## 失業したときは（雇用保険）

**雇用保険**は、労働者が失業した場合や、職業に関する教育訓練を受けた場合、育児・介護のための休業をした場合等に、必要な給付を行うものです。保険料については、労使双方が負担します。

**原則として法人・個人を問わず、1人でも要件に該当する労働者を雇用する場合、事業主は雇用保険に加入させなければなりません**（一定の農林水産業のうち労働者数5人未満の個人事業所は強制適用から除かれますが、任意加入の手続きもあります）。

強制適用事業所に雇用されている労働者は、被保険者となりますが、例外として、4か月以内の期間を定めて季節的に雇用される人、法人の代表者、個人事業主及びその同居の親族、昼間学生等は、被保険者となりません。

### ◆雇用保険被保険者の要件

- 1 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる労働者であること
- 2 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

上記のいずれの要件も満たす場合は、**パートタイム労働者**も対象となります。また、**65歳以上の労働者**も「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用の対象となります。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者に係る特例（**雇用保険マルチジョブホルダー制度**）もあります。高年齢被保険者等の詳細は、104ページを参照してください。

### 【令和5年度における雇用保険料率の改定について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、雇用保険料率の段階的な引き上げが行われています。

一般の事業（※）における賃金総額に対する保険料率の改定

	労働者負担	使用者負担	合計
令和5年3月未まで	0.5%	0.85%	1.35%
4月より	0.6%	0.95%	1.55%

※農林水産業（一部を除く）、清酒製造業、建設の事業はこれと異なります。

【雇用保険に関する問合せ】 事業所または居住地を管轄する公共職業安定所（143ページ参照）

## 雇用保険（求職者給付）の主な給付内容

（令和5年4月1日現在）  
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類	給付の事由	給付内容																																																																
基本手当	次のいずれにも該当する人	<p>【基本手当日額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金日額</th> <th>給付率</th> <th>基本手当日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額を180日で割って算出した額</td> <td>45% ～ 80%</td> <td>賃金日額×給付率</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ただし、年齢別上限額及び下限額あり</p> <p>【受給期間】原則として離職日の翌日から1年間 *病気やケガ、出産・育児、介護などで30日以上就業できない場合、最大4年まで受給期間を延長可能</p> <p>【給付日数】</p> <p>①一般受給資格者（自己都合、定年退職等による離職者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">離職時等の年齢</th> <th colspan="3">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table> <p>②特定受給資格者等（倒産、解雇等による離職者） *2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">離職時等の年齢</th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table> <p>*65歳以上で離職した人に対しては基本手当でなく、131ページの高齢求職者給付金を支給</p> <p>③就職困難者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">離職時等の年齢</th> <th colspan="2">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>360日</td> </tr> </tbody> </table>	賃金日額	給付率	基本手当日額	離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額を180日で割って算出した額	45% ～ 80%	賃金日額×給付率	離職時等の年齢	被保険者であった期間			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	65歳未満	90日	120日	150日	離職時等の年齢	被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	120日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	150日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	離職時等の年齢	被保険者であった期間		1年未満	1年以上	45歳未満	150日	300日	45歳以上60歳未満	360日
	賃金日額	給付率	基本手当日額																																																															
離職日の直前の6か月に支払われた賃金総額を180日で割って算出した額	45% ～ 80%	賃金日額×給付率																																																																
離職時等の年齢	被保険者であった期間																																																																	
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																															
65歳未満	90日	120日	150日																																																															
離職時等の年齢	被保険者であった期間																																																																	
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																													
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																																													
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日																																																													
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日																																																													
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																													
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日																																																													
離職時等の年齢	被保険者であった期間																																																																	
	1年未満	1年以上																																																																
45歳未満	150日	300日																																																																
45歳以上60歳未満		360日																																																																
	<p>次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離職日以前2年間に被保険者期間（※1）が12か月以上ただし、特定受給資格者等（倒産・解雇等による離職者、有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者）（※2）については、離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上でも可</li> <li>再就職の意思と働ける状態にある人</li> <li>公共職業安定所等に求職の申込みをすること</li> </ul> <p>※1 被保険者期間 離職日が令和2年8月1日以降の方は、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に賃金支払いの基礎となる日数が11日以上ある月、または労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。</p> <p>※2 特定受給資格者等 131ページを参照してください。</p>																																																																	

## 失業したときは（雇用保険）

### 雇用保険（求職者給付）の主な給付内容（前ページよりつづき）

給付の種類		給付の事由	給付内容		
求 職 者 給 付	高年齢求職者給付金	一定の要件を満たす高年齢被保険者等（65歳以上の被保険者）が離職した場合	次表の日数分の基本手当日額（130ページ参照）を一時金で支給		
	特例一時金	一定の要件を満たす季節労働者等の短期雇用特例被保険者が失業した場合	基本手当日額の40日分に相当する額を支給 *この「40日分」は暫定措置		
	日雇労働求職者給付金	一定の要件を満たす日雇労働被保険者が失業した場合	納付した印紙保険料に応じて3段階に区分され、第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円、支給日数は印紙貼付枚数に応じて13日から17日分を支給		
<p>「求職者給付」には上記のほか、一般被保険者（受給資格者）を対象に、技能習得手当（通所手当、受講手当）、寄宿手当、傷病手当があります。</p>					
<p><b>その他の給付の種類</b> *ご不明点は公共職業安定所へお問合せください。</p>					
<p>就職促進給付（再就職手当／就業促進定着手当／就業手当／常用就職支度手当 他）            教育訓練給付（教育訓練給付金／教育訓練支援給付金）            雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金／高年齢再就職給付金）104ページ参照            （介護休業給付金）57ページ参照            育児休業給付（育児休業給付金）54ページ参照</p>					

### 特定受給資格者、特定理由離職者について

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方です。

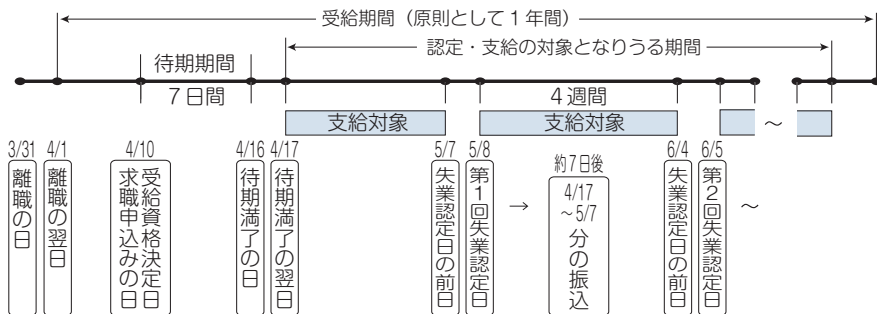
また、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の方で、期間の定めのある労働契約において「契約を更新する場合がある」となっていて労働者が更新を希望したにもかかわらず更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。

特定受給資格者または特定理由離職者に該当する場合、受給資格要件が緩和されたり、失業等給付（基本手当）の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

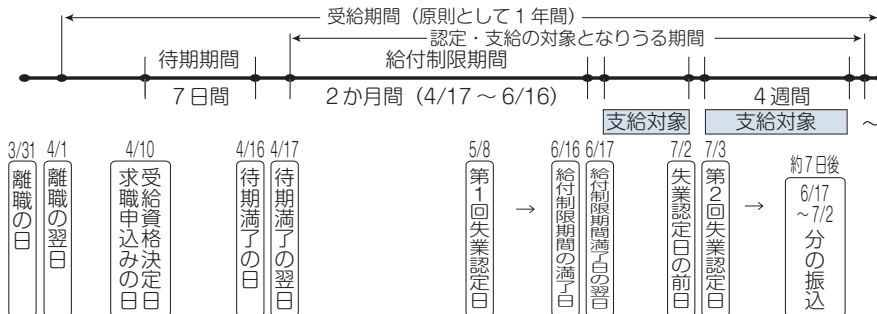
特定受給資格者または特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、受給資格に係る離職理由により、住所または居所を管轄する公共職業安定所等が行います。

## 雇用保険（基本手当）の支給開始時期と支給期間【一例】

### ◆給付制限がない場合



### ◆給付制限が2か月間ある場合



<給付制限とは>

自己都合等により離職した場合に、7日間の待期期間満了後、さらに一定の期間※）、雇用保険の基本手当の支給が行われないことをいいます。

※令和2年10月1日以降に自己都合等により離職した場合、5年間のうち2回までは給付制限期間が3か月から2か月に短縮されています。

（注）日付等は目安です。また、手続は変更になる場合があります。

## 病気やケガをしたときは（健康保険）

被保険者（労働者）や被扶養者が病気やケガ（業務災害及び通勤災害以外）をした場合、必要な医療給付や手当金などを支給する制度として、**健康保険制度**があります。

**すべての法人事業所と、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所（サービス業等の一定の業種を除く）は強制適用事業所となり、必ず労働者をこの保険に加入させなければなりません。**なお、強制適用事業所でない場合でも、雇用する労働者の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ければ、適用事業所になることができます。

保険料については、厚生年金保険料とあわせて、事業主と被保険者（労働者）が折半して負担します。

### ◆パートタイム労働者への適用

原則として、就業規則や雇用契約書等で定められた「1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している**通常の労働者の4分の3以上**」という要件を満たすパートタイム労働者は、強制加入となります。

なお、これを満たさなくても適用対象となる要件があり、近年その要件もさらなる拡大が予定されています。詳しくは86ページを参照してください。

### ◆傷病手当金

業務外のケガや病気により働くことができず、療養のために連続して3日を超えて休み、賃金が支払われない場合、被保険者は**傷病手当金**を受給することができます（給付内容は右ページ参照）。

傷病手当金は休職の**4日目以降、通算して1年6か月**の範囲内で支給されます。令和4年1月1日の法改正により、支給期間中に就労するなど、不支給となる期間がある場合は、繰り越して支給可能となりました。これは令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給開始されたもの）が対象です。

【健康保険に関する問合せ】 保険給付の事務、保険証の発行等：加入中の全国健康保険協会または健康保険組合  
資格の取得・喪失、社会保険料等：事業所を管轄する年金事務所（147ページ参照）

## 健康保険の主な給付内容

(令和5年4月1日現在)  
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類	給付の事由	給付内容
療養の給付 家族療養費	被保険者や被扶養者が業務外の事由により病気やケガをした場合 *ただし、次のような場合は病気とはみなされず保険診療は受けられません。 ①美容整形、近視の手術 ②予防注射、健康診断 ③正常な妊娠・出産	被保険者、被扶養者ともに原則7割(自己負担は3割、ただし、70歳以上の人は所得等に応じて2割または3割、未就学児は2割) *医療機関等に支払った一部負担金(保険適用分)が、1か月(暦月)で一定額(年齢及び所得等により設定される)を超えたときに、請求により高額療養費が給付される。「多数該当」や「世帯合算」といった仕組みにより医療機関等に支払った一部負担金(保険適用分)が軽減される場合がある。
訪問看護 療養費 家族訪問 看護療養費	在宅で療養している人が、かかりつけの医師の指示で訪問看護ステーションの訪問看護を受けた場合	費用の自己負担は療養の給付と同じ
入院時 食事療養費 家族療養費	被保険者や被扶養者が保険医療機関で入院に伴う食事(療養)を受けた場合	食事療養費から標準負担額(被保険者、被扶養者ともに一般区分で標準負担額として1食につき460円を支払う)を差し引いた額
傷病手当金	被保険者が業務外の事由による病気やケガのため働けない日が4日以上(連続する3日間の休業を含む)になり、賃金が支払われない場合	4日目以降、1日につき支給開始日の属する月以前12か月間の各標準報酬月額(※)を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2を支給。支給期間は通算1年6か月以内で、出勤等に伴い不支給となった期間は繰り越し
埋葬料(費) 家族埋葬料	被保険者や被扶養者が死亡した場合	5万円(埋葬費は上限5万円で埋葬に要した費用)
出産手当金	被保険者が出産のため会社を休み、賃金が支払われない場合	1日につき支給開始日の属する月以前12か月間の各標準報酬月額(※)を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2を支給。支給期間は、出産日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の翌日以後56日までの期間で、会社を休んだ期間
出産育児一時金 家族出産 育児一時金	被保険者や被扶養者が出産した場合	1児につき500,000円 ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合等は、1児につき488,000円

※ 標準報酬月額とは、原則として毎年7月1日を基準として過去3か月間の賃金支払基礎日数が17日以上ある月に支払われた賃金の1か月あたりの平均額をいいます。ただし、入社時や定期的賃金の変動に伴って大幅に賃金が変わった場合等やパートタイム労働者については、異なる場合があります。

11

労働保険、社会保険、他



## 老後の生活等のために（厚生年金保険）

現在のわが国の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金と、**会社や工場、商店、役所などで働く労働者が加入する厚生年金保険**の2階建て構造です。

厚生年金保険は、労働者の老後の生活の保障をすることが主な目的ですが、一定の障がい状態になったときの給付や、労働者が死亡した場合に遺族の生活を保障するための給付もあります。

**すべての法人事業所と、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所（サービス業等の一定の業種を除く）は強制適用事業所となり、必ず労働者をこの保険に加入させなければなりません。**なお、強制適用事業所でない場合でも、雇用する労働者の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ければ、適用事業所になることができます。パートタイム労働者の取扱いは健康保険と同様です（85、86、133ページ参照）。

保険料については、健康保険料とあわせて、事業主と被保険者（労働者）が折半して負担します。

20歳以上60歳未満でこの保険に加入できない人は、自分で市区町村の窓口にて国民年金の加入手続きをする必要があります。

### 【採用、退職時の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の保険料徴収】

**資格を取得した日①の属する月から、資格を喪失した日②の属する月の前月分まで徴収**

①資格を取得した日：入社した日（＝社会保険に加入した日）

②資格を喪失した日：退職した日の「翌日」

例えば、3月31日に退職した場合、資格を喪失した日は4月1日

#### ◆退職日が月末の場合

退職した月の給料から前月分と当月分の2か月分の保険料が控除されます。

#### ◆退職日が月末以外の場合

退職した月の給料から前月分の保険料が控除されます（当月分は次に加入した保険で支払う）。

#### ◆同じ月に入社、退職した場合

当月分の保険料が控除されます。ただし、厚生年金保険料は、再就職して同月中に再加入した場合や同月中に国民年金に加入した場合は徴収されません。

【厚生年金保険に関する問合せ】 事業所を管轄する年金事務所（147ページ参照）

## 年金保険の種類と支給要件等

(令和5年4月1日現在)  
制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

給付の種類		支給要件等
老 齢 年 金	老 齢 基 礎 年 金	<p>受給資格期間（加入期間等）が原則10年以上ある人に、65歳から支給繰上げ受給（60～64歳）または繰下げ受給（66歳～75歳）の請求も可能</p> <p>【給付内容】満額で年額795,000円（令和5年度の額） * 保険料の未納や免除の期間があった場合は、不足する月数に応じて減額 * 繰上げまたは繰下げの場合、請求時期により生涯にわたり一定の減額または増額</p>
	老 齢 厚 生 年 金	<p>厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たす人に、老齢基礎年金に上乘せする形で65歳から支給 * 在職中の場合、年金基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額の一部または全額が支給停止となる場合がある</p> <p>【給付内容】報酬比例年金額＋加給年金額＋経過的加算額</p> <p>特別支給の老齢厚生年金 昭和36年（女性は昭和41年）4月1日以前に生まれた方が対象 老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある方について、60歳から65歳になるまでの間支給 * 支給開始年齢や給付内容は、生年月日・性別により異なる * 失業給付受給中の場合、年金は全額が支給停止</p>
障 害 年 金 等	障 害 基 礎 年 金	一定の支給要件を満たす被保険者等が障害等級表に定める1級または2級に該当するとき
	障 害 厚 生 年 金	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当するとき
	障 害 手 当 金 （一 時 金）	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が障害等級表に定める3級に至らない一定の障がいに対応するとき
遺 族 年 金	遺 族 基 礎 年 金	一定の支給要件を満たす被保険者等が死亡したときに、その人に生計を維持されていた一定範囲の遺族に支給
	遺 族 厚 生 年 金	一定の支給要件を満たす厚生年金被保険者等が死亡したときに、その人に生計を維持されていた一定範囲の遺族（基礎年金より広い）に支給

11

労働保険、社会保険、他

## 多様な働き方（労働者協同組合、フリーランス）

### 労働者協同組合法について（令和4年10月1日施行）

労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

この基本原理や組合の運営ルール等を定めた労働者協同組合法では、組合に対し組合員と労働契約を結ぶことを義務付けており（一部役員を除く）、組合員が労働法制的保護対象となることを明示しています。

協同組合は非営利法人とされ、設立にあたっては、NPO法人や企業組合と異なり、行政庁による許認可等は不要です。介護や福祉関連、子育て関連、地域づくり関連、若者・困窮者支援など、あらゆる事業の実施が可能で（労働者派遣事業を除く）。

○法人設立の届出先は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県となります。

（神奈川県内の場合）神奈川県雇用労政課 問合せ先 045-210-5735

「労働者協同組合法について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/roudoukyou.html>

### フリーランスのための相談窓口

近年、個人の働き方が多様化しており、その一つに、雇用という働き方ではなく個人で事業を行う、いわゆる「フリーランス」があります。

フリーランスは原則として労働者向けの労働保険及び社会保険の適用はありませんが、労災保険については、自転車配達員やシステムエンジニア等、一部の事業について「特別加入制度」により補償を受けられる場合があります。特別加入の詳細は労働基準監督署にお問合せください。

政府はフリーランスの業務の安定や就業環境の整備を図るため、法制化などの検討を行ってきましたが、令和5年4月28日の参議院本会議で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が可決成立し、5月12日に公布されました。この法律は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされています。

フリーランス・個人事業主を対象とした契約・仕事に関する相談窓口

「フリーランス・トラブル110番」 弁護士に無料で相談できます。

TEL 0120-532-110 ホームページ <https://freelance110.jp/>

\*このほか、(公財) 神奈川産業振興センター（147ページ参照）等でも相談できる場合があります。

## 個人情報保護法とマイナンバー

### 個人情報保護法について

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)は、利用者等が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報(※)を適正に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めたものです。

※個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)。

個人情報取扱事業者(使用者等)は、現に雇用している労働者だけでなく、採用希望者や退職者の個人情報についても適正な取扱いをしなければなりません。

個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定し、取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、本人に通知または公表(書面で取得する場合は、本人に明示)する必要があります。取得した個人情報は利用目的の範囲内で利用し、特定した利用目的以外に利用する場合は、原則として本人の同意を得なければいけません。

また、使用者等は顧客等の個人データの安全管理のために、労働者や委託先等に対し、必要かつ適切な監督を行う必要があります。

**個人情報保護委員会**では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あつせんに関する相談に応じています。

○個人情報保護法相談ダイヤル TEL 03-6457-9849

### マイナンバー制度について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)にもとづき、住民票を有するすべての人に、1人1つの個人番号(マイナンバー)が付与されています。

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーの記載が必要とされますが、特に社会保障分野では、雇用保険事務、労災保険事務、年金の届書等でマイナンバーの記載が必要です。

**【マイナンバーに関する問合せ】**

○マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178 (無料)

11

労働保険、社会保険、他

## メンタルヘルス（こころの健康） ご相談ください

### 仕事や職場の人間関係に「悩み」を感じたら

- **かながわ労働センター「働く人のメンタルヘルス相談」**（面接相談、要予約）  
TEL 045-633-6110（内線2718）第1・2・3・4火曜日 13時30分から16時30分  
（祝日、年末年始を除く）
- **厚生労働省 働く人の「こころの耳電話相談」**  
TEL 0120-565-455 月・火曜日 17時から22時／土・日曜日 10時から16時  
（祝日、年末年始を除く）
- **メンタルヘルスの総合情報サイト「こころの耳」** <https://kokoro.mhlw.go.jp/>  
事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報や、疲労の蓄積度についてセルフチェックするためのツールの情報を掲載しています。

### 「職場におけるメンタルヘルス対策」に関する相談

- **神奈川産業保健総合支援センター**  
TEL 045-410-1160 月～金曜日／8時30分から17時15分（祝日、年末年始を除く）  
中小規模事業場からの支援要請を受けて、心の健康づくり計画やストレスチェック制度の導入のためのアドバイス及び職場復帰支援プログラムの作成支援、また管理監督者・若年労働者向けの教育研修などを行っています。また、メンタルヘルスの専門家が、事業主または事業場の産業保健スタッフなどに対し面談・電話・メール等で相談に応じています。
  - **地域産業保健センター**  
労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や働く人を対象に、メンタルヘルス不調労働者の健康相談をはじめ、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導など、労働安全衛生法に基づく産業保健サービスを無料で提供しています。
- |               |              |                |              |
|---------------|--------------|----------------|--------------|
| 横浜南地域産業保健センター | 045-788-8970 | 三浦半島地域産業保健センター | 046-822-3053 |
| 横浜西地域産業保健センター | 045-861-5600 | 平塚地域産業保健センター   | 0463-52-0355 |
| 横浜北地域産業保健センター | 045-313-9187 | 湘南地域産業保健センター   | 0466-27-6238 |
| 鶴見地域産業保健センター  | 045-521-2738 | 県西地域産業保健センター   | 0465-66-6040 |
| 川崎南地域産業保健センター | 044-200-0668 | 県央地域産業保健センター   | 046-223-8072 |
| 川崎北地域産業保健センター | 044-322-0314 | 相模原地域産業保健センター  | 042-707-4225 |

### こころの不調を感じた時は ひとりで悩まずに -こころの危機を支える電話相談-

こころの電話相談	0120-821-606（毎日24時間）
横浜いのちの電話	045-335-4343（毎日24時間）
川崎いのちの電話	044-733-4343（毎日24時間）
自殺予防いのちの電話	0120-783-556（毎日16時から21時、毎月10日は8時から翌日8時）

## 神奈川県内の市町村が実施する労働相談窓口

- \* 週1回以上実施している労働相談窓口について掲載しています。 (令和5年4月1日現在)
- \* 原則として、実施する市に在住・在勤・在学の方が対象です。

### ◆横浜市（横浜市技能文化会館 労働情報・相談コーナー「働く人の相談室」045-681-6553）

「職場での悩み相談」月～土曜日 9時から17時（祝日、第2水曜日、年末年始除く）  
職場の人間関係、労働環境、キャリア形成、ハラスメント、メンタルヘルスなどの悩み等について、産業カウンセラーが解決のためのお手伝いをします（電話または面談）。

「労働相談」火・土曜日 9時から17時（祝日、年末年始除く）事前予約制

解雇・退職、賃金、労働時間、ハラスメント、労働災害、社会保険（健康保険・年金）等の働く人の様々な問題について、社会保険労務士が相談に応じます（電話または面談）。

「がん患者のための労働相談」火曜日 9時から17時（祝日、年末年始除く）事前予約制

がん治療を受けている方やそのご家族などを対象に、仕事と治療の両立等について社会保険労務士が相談に応じます（電話または面談（オンラインも可））。

### ◆川崎市「労働相談」（相談方法により場所や時間が異なります。いずれも祝日、年末年始除く） 働く人の労働条件、会社での困りごとなど、労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って、労働相談を実施しています。

専門相談員による労働相談 経済労働局労働雇用部

（電話または面談）月～金曜日 10時30分から13時、14時から17時 044-200-2272

社会保険労務士による労働相談

（電話）月～金曜日 9時から17時 0120-110-225（下記の面談予約も受付）

（面談）水曜日 9時から12時、13時から16時 事前予約制

中原区役所地域振興課相談窓口

### ◆藤沢市「労働相談」火・土曜日 13時から16時（祝日、年末年始除く）事前予約制

解雇、パワハラ、賃金不払い、年金、社会保険、各種給付金など個別のご相談について、社会保険労務士による労働相談を行っています（面談のみ）。予約・詳細は産業労働課（0466-50-8222）へお問合せください。

・火曜日 市民相談情報課市民相談室（藤沢市役所内）

・土曜日 Fブレイス（藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設）雇用労働相談室

- \* 相模原市では、労働センターによる出張労働相談を実施しています（表紙裏及び141ページ参照）。
- \* 他にも、市町村によっては予約制の労働相談等を実施している場合があります。  
在住・在勤の市町村へ直接お問合せください。

# 労働センターの労働相談窓口／神奈川県労働局

## 労働センターの労働相談窓口（相談はすべて無料、秘密厳守）

- \*土・祝・休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
- \*12時から13時を除いた時間が相談時間です。相談終了時刻の30分前までにお電話またはご来所くださるようお願いいたします。
- \*かながわ：かながわ労働センター本所、川崎：川崎支所、県央：県央支所、湘南：湘南支所

相談窓口	相談日	連絡先	相談対応時間
一般労働相談	全労働センター：月から金曜日	表紙裏地図参照	8時30分から17時15分まで
出張労働相談	表紙裏地図参照	表紙裏地図参照	9時から17時まで (相模原市中央区役所は16時まで)
日曜労働相談	かながわ：日曜日(年末年始を除く)	045-633-6110(代)	9時から17時まで
夜間労働相談	かながわ：火曜日	045-662-6110	17時15分から 19時30分まで (川崎は来所相談のみ)
	川崎：第3木曜日(予約制)	044-833-3141 (予約電話番号)	
女性のための労働相談 (女性弁護士相談は予約制、職員が内容を伺って受付します。)	マザーズハローワーク横浜内 女性職員による相談：第1・2・3・5金曜日 (令和6年2月は第1・2金曜日) 女性弁護士による相談：第4金曜日 (令和6年2月は16日)	045-320-0335  045-662-6110 (予約電話番号)	女性職員による相談 8時30分から 17時まで  女性弁護士による相談 13時から16時まで (来所相談のみ)
	マザーズハローワーク相模原内 女性弁護士による相談：第3木曜日	046-296-7311 (予約電話番号)	
弁護士労働相談 (予約制、高度な法律問題に対応、職員が内容を伺って受付します。)	かながわ：第1・3・5火曜日	045-662-6110 (予約電話番号)	13時30分から 16時30分まで (来所相談のみ)
	川崎：第4火曜日	044-833-3141 (予約電話番号)	
	県央：第3水曜日 (令和6年3月は27日)	046-296-7311 (予約電話番号)	
	湘南：第2水曜日 (5・9・1月は小田原合同庁舎で実施)	0463-22-2711(代) (予約電話番号)	
外国人労働相談 中国語 ベトナム語 スペイン語 ポルトガル語	かながわ：金曜日	045-662-1103 045-633-2030 045-662-1166 046-221-7994 046-221-7994	13時から16時まで (専門相談員・職員・通訳が対応)
	かながわ：第2・4木曜日		
	かながわ：第2・4水曜日		
	県央：木曜日		
	県央：月曜日		
メール労働相談	「かながわ労働センター メール労働相談」で検索 ※来所・電話相談が困難な神奈川県在勤または在住の方が対象です。		

## 労働相談窓口(続き)

相談窓口	相談日	連絡先	相談対応時間
常設の相談窓口 働く人のメンタルヘルス相談(予約制) ワーキングマザー両立応援カウンセリング	かながわ：第1・2・3・4火曜日	045-633-6110(代) (予約電話番号)	13時30分から 16時30分まで (来所相談のみ、カウンセラーが対応)
	詳しい相談日、場所、相談対応時間等については、かながわ(045-633-6110(代))または川崎(044-833-3141)にお問合せください。 (予約制、来所または電話、カウンセラーが対応、託児あり)		

## 神奈川労働局

(令和5年4月1日現在)

部名【主な仕事】	課(室)名	電話番号	庁舎名等
総務部 【労働保険の適用、労働保険料の徴収】	総務課	045-211-7350	本庁舎8階
	労働保険徴収課	045-650-2803	分庁舎9階
雇用環境・均等部 【総合調整、総合労働相談、男女雇用機会均等、育児・介護休業、パート・有期労働、ハラスメント対策】	企画課	045-211-7357	本庁舎13階
	指導課	045-211-7380	本庁舎13階
労働基準部 【労働条件、事業場の監督指導、安全衛生、労働災害、最低賃金】	監督課	045-211-7351	本庁舎8階
	安全課	045-211-7352	本庁舎8階
	健康課	045-211-7353	本庁舎8階
	賃金室	045-211-7354	本庁舎8階
	労災補償課	045-211-7355	本庁舎8階
	労災補償課分室	045-222-6625	労災補償課分室
	職業安定部 【職業紹介、雇用保険、高齢者・障がい者等の雇用促進、労働者派遣、求職者支援制度】	職業安定課	045-650-2800
職業対策課	045-650-2801	分庁舎3階(一部5階)	
需給調整事業課	045-650-2810	分庁舎2階	
訓練課	045-277-8802	分庁舎3階	

本庁舎：〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎  
 分庁舎：〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル  
 労災補償課分室：〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階

12

相談窓口・問合せ等



# 労働関係行政機関等

神奈川県

●労働センター	労働相談など(表紙裏に一覧があります。)	
●労働委員会	労使紛争の解決、不当労働行為からの救済など	
●神奈川県労働委員会	〒231-0026 横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ7階 045-633-6110
●地方裁判所	給料支払、解雇無効の提訴など	
横浜本庁	〒231-8502 横浜市中区日本大通9	045-664-8767 045-664-8746
川崎支部	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1-1-3	044-233-8172
相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1	042-757-7516
横須賀支部	〒238-8510 横須賀市新港町1-9	046-824-0771
小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9	0465-24-1564
●簡易裁判所	給料支払などの調停申立、提訴など	
横浜	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045-662-6971
神奈川	〒221-0822 横浜市新神奈川区西神奈川1-11-1	045-321-8045
保土ヶ谷	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	045-331-5991
鎌倉	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-23-22	0467-22-2202
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町1-8	0466-22-2684
川崎	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1-1-3	044-233-8174
相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1	042-757-7707
横須賀	〒238-8510 横須賀市新港町1-9	046-823-1907
小田原	〒250-0012 小田原市本町1-7-9	0465-24-1570
平塚	〒254-0045 平塚市見附町43-9	0463-31-0513
厚木	〒243-0003 厚木市寿町3-5-3	046-221-2018
●労働基準監督署など	労働基準法違反の申告など	
鶴見	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
横浜南	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7374
横浜北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	045-474-1251
横浜西	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311
川崎南	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3190
横須賀	〒238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
小田原	〒250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151
相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
厚木	〒243-0018 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641
神奈川労働局総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	045-317-7830
労働基準監督署内総合労働相談コーナー(上記各監督署内にコーナーが設置されています。)		
●公共職業安定所など	職業相談、職業紹介、失業給付の申請など	
横浜 ※令和5年秋に庁舎移転予定	〒231-0023 横浜市中区山下町209 帝室閣内ビル	045-663-8609
横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通4-23	045-201-2031
横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609

※令和5年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

○労働争議の調整、不当労働行為の審査など	J R石川町
○労働審判申立（神奈川県全域） ○その他提訴など（横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡）	みなとみらい線日本大通り
（川崎市）	J R川崎
（相模原市、座間市）	J R相模原からバス
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（平塚市、中郡、小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、厚木市、伊勢原市、愛甲郡）	J R小田原
（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区）	みなとみらい線日本大通り
（鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	J R東神奈川
（保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区）	J R横浜からバス
（鎌倉市、戸塚区、栄区、泉区）	J R鎌倉
（藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡）	J R藤沢
（川崎市）	J R川崎
（相模原市、座間市）	J R相模原からバス
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）	J R小田原
（平塚市、中郡）	J R平塚からバス
（厚木市、伊勢原市、愛甲郡）	小田急本厚木
（鶴見区（扇島を除く））	J R鶴見
（中区、南区、港南区、磯子区、金沢区）	みなとみらい線馬車道
（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	J R新横浜
（瀬谷区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区）	J R保土ヶ谷
（川崎区、幸区、鶴見区扇島）	J R川崎
（中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区）	J R武蔵溝ノ口
（横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡）	京急横須賀中央
（藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡）	J R藤沢
（平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡）	J R平塚
（小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）	J R小田原
（相模原市）	J R相模原からバス
（厚木市、海老名市、座間市、大和市、綾瀬市、愛甲郡）	小田急本厚木
○総合労働相談、個別労働関係紛争など	みなとみらい線馬車道
//	J R横浜
//	
（神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区）	J R石川町
○日雇労働者の職業紹介等	みなとみらい線馬車道
（金沢区、逗子市、三浦郡、横須賀市の一部（田浦町、追浜町等））	京急金沢文庫

12

相談窓口・問合せ等

# 労働関係行政機関等

神奈川県

## ●公共職業安定所など(前ページよりつづき)

港北	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6	横浜港北地方合同庁舎	045-474-1221
戸塚	〒244-8560	横浜市戸塚区戸塚町3722		045-864-8609
川崎	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2		044-244-8609
川崎北(本庁舎:事業所の人)	〒213-8573	川崎市高津区千年698-1		044-777-8609
川崎北(溝ノ口庁舎:仕事探しの人)	〒213-0011	川崎市高津区久本3-5-7	新溝ノ口ビル4階	//
横須賀	〒238-0013	横須賀市平成町2-14-19		046-824-8609
平塚	〒254-0041	平塚市浅間町10-22	平塚地方合同庁舎1・2階	0463-24-8609
藤沢	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12	藤沢労働総合庁舎1・2階	0466-23-8609
小田原	〒250-0011	小田原市栄町1-1-15	ミナカ小田原9階	0465-23-8609
相模原	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10	相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609
厚木	〒243-0003	厚木市寿町3-7-10		046-296-8609
大和	〒242-0018	大和市深見西3-3-21		046-260-8609
松田	〒258-0003	定柄上郡松田町松田惣領2037		0465-82-8609
ハローワークプラザ湘南	〒252-0804	藤沢市湘南台1-4-2	ピノスビル6階	0466-42-1616
ハローワークプラザよこはま	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15	横浜STビル1階	045-410-1010
ハローワークプラザ新百合ヶ丘	〒215-0004	川崎市麻生区万福寺1-2-2	新百合トウエンティウム1階	044-969-8615
マザーズハローワーク横浜	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15	横浜STビル16階	045-410-0338
マザーズハローワーク相模原	〒252-0303	相模原市南区相模大野3-11-7	相模大野B&Vビル6階	042-862-0042
伊勢原市ふるさとハローワーク	〒259-1131	伊勢原市伊勢原2-7-31	伊勢原シティプラザ5階	0463-95-5652
茅ヶ崎市ふるさとハローワーク	〒253-0044	茅ヶ崎市新栄町13-32	茅ヶ崎市勤労市民会館2階	0467-86-0562
秦野市ふるさとハローワーク	〒257-0051	秦野市今川町1-3	秦野駅前農協ビル3階	0463-84-0810
相模大野職業相談コーナー	〒252-0303	相模原市南区相模大野3-11-7	相模大野B&Vビル5階	042-862-0040
横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15	横浜STビル16階	045-312-9206
川崎新卒応援ハローワーク	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2		044-244-8609
横浜わかものハローワーク	〒231-0005	横浜市中区本町4-40	横浜第一ビル9階	045-227-8609
障害者雇用促進センター	〒231-0026	横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ5階	045-633-6110
かながわ若者就職支援センター	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15	横浜STビル5階	045-410-3357
シニア・ジョブスタイル・かながわ	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15	横浜STビル5階	045-412-4123

## ●職業技術校など 職業能力の開発など

産業技術短期大学校	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1		045-363-1232
産業技術短期大学校人材育成支援センター	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1		045-363-1234
東部総合職業技術校 (かなテクカレッジ東部)	〒230-0034	横浜市鶴見区寛政町28-2		045-504-2810
東部総合職業技術校二俣川支所	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-4-1		045-363-1992
西部総合職業技術校 (かなテクカレッジ西部)	〒257-0045	秦野市桜町2-1-3		0463-80-3002
高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部/関東職業能力開発促進センター(ポリテクセンター関東)	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78		045-391-2818
横浜市中心職業訓練校	〒231-0023	横浜市中区山下町253		045-664-6825
神奈川障害者職業能力開発校	〒252-0315	相模原市南区桜台13-1		042-744-1243

※令和5年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

(港北区、緑区、青葉区、都筑区)	J R新横浜
(戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区)	J R戸塚
(川崎区、幸区、鶴見区)	J R川崎
(中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区)	J R武蔵新城
//	J R武蔵溝ノ口
(横須賀市〔「横浜南」管轄を除く〕、三浦市)	京急東立大学
(平塚市、伊勢原市、中部)	J R平塚
(藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡)	J R藤沢
(小田原市、足柄下郡)	J R小田原
(相模原市)	J R相模原からバス
(厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡)	小田急本厚木
(大和市、綾瀬市)	小田急大和からバス
(秦野市、南足柄市、足柄上郡)	小田急新松田、J R松田
○県内のハローワークに寄せられた求人情報の提供・職業相談・職業紹介	小田急・相鉄・市営地下鉄湘南台
//	J R横浜
//	小田急新百合ヶ丘
//	J R横浜
// (子育て中の人等)	J R横浜
// (子育て中の人等)	小田急相模大野
//	小田急伊勢原
//	J R茅ヶ崎
//	小田急秦野
//	小田急相模大野
○大学等在学者及び既卒者への就職支援	J R横浜
//	J R川崎
○正社員で就職を目指している若者(学生は除く)への就職支援	みなとみらい線馬車道
○障がい者雇用を検討している企業と障がい者就労支援機関への相談・支援	J R石川町
○39歳までの若年者に対する就職支援	J R横浜
○40歳以上の中高年齢者の多様な就業ニーズに応じた支援、国と連携した職業相談・職業紹介	//

○生産技術、制御技術、電子技術、産業デザイン、情報技術	相鉄二俣川
○在職者訓練など人材育成に関する相談・支援	//
○コンピュータ組込み開発、自動車整備、精密加工エンジニア、3次元CAD&モデリング、電気、建築設計、造園、チャレンジプロダクト、セレクトプロダクト、機械CAD、溶接・板金、ケアワーカー、給食調理、住環境リノベーション、ビル設備管理、庭園管理サービス	J R安善
○民間教育訓練機関等に委託して実施する求職者向け職業訓練	相鉄二俣川
○自動車整備、ICTエンジニア、精密加工エンジニア、機械CADシステム、電気、室内設計施工、木材加工、チャレンジプロダクト、セレクトプロダクト、溶接・板金、ケアワーカー、介護調理、建築CAD、庭園エクステリア施工、ビルメンテナンス	小田急秦野
○再就職を目指す求職者向け職業訓練など	相鉄希望ヶ丘
○求職者向け職業訓練	J R石川町
○総合CAD、ITチャレンジ、Web・DTP制作、ビジネスサポート、ビジネスキャリア、総合実務、ビジネス実務、サービス実務	小田急相模原

12

相談窓口・問合せ等

# 労働関係行政機関等

神奈川県

●年金事務所等	年金の適用、保険料の徴収など		
鶴見	〒230-8555	横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5	TG鶴見ビル2・4階 045-521-2641
港北	〒222-8555	横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888
横浜中	〒231-0012	横浜市中区相生町2-28	045-641-7501
横浜西	〒244-8580	横浜市戸塚区川上町87-1	ウエルストン1ビル2階 045-820-6655
横浜南※	〒232-8585	横浜市南区宿町2-51	045-742-5511
川崎	〒210-8510	川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181
高津	〒213-8567	川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111
横須賀	〒238-8555	横須賀市米が浜通1-4	Flos横須賀 046-827-1251
平塚	〒254-8563	平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515
藤沢	〒251-8586	藤沢市藤沢1018	0466-50-1151
小田原	〒250-8585	小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391
相模原	〒252-0388	相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101
厚木	〒243-8688	厚木市栄町1-10-3	046-223-7171
全国健康保険協会神奈川支部	〒220-8538	横浜西区みなとみらい4-6-2	みなとみらいグランドセントラルタワー9階 045-270-8431

## ●その他の機関

横浜地方方法務局人権擁護課	〒231-8411	横浜市中区北仲通5-57	横浜第2合同庁舎5階 045-641-7926 0570-003-110
神奈川県弁護士会関内法律相談センター	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	神奈川県弁護士会館1階 045-211-7700
横浜駅西口法律相談センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2	TSプラザビル4階 045-620-8300
川崎法律相談センター	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビル11階 044-223-1149
横須賀法律相談センター	〒238-0006	横須賀市日の出町1-5	ヴェルクよこすか3階 046-822-9688
海老名法律相談センター	〒243-0438	海老名市めくみ町6-2	海老名市商工会館2階 046-236-5110
相模原法律相談センター	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-11-17	神奈川県弁護士会相模原支部会館1階 042-776-5200
小田原法律相談センター	〒250-0012	小田原市本町1-4-7	朝日生命小田原ビル1階 0465-24-0017
紛争解決センター	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	神奈川県弁護士会館2階 045-211-7716
法テラス神奈川	〒231-0023	横浜市中区山下町2	産業貿易センタービル10階 0570-078308
法テラス川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1	パシフィックマークス川崎10階 0570-078309
法テラス小田原	〒250-0012	小田原市本町1-4-7	朝日生命小田原ビル5階 0570-078311
(公財)神奈川産業振興センター	〒231-0015	横浜市中区尾上町5-80	神奈川中小企業センタービル4階 045-633-5200

東京都内

## ●労働相談情報センター

東京都ろうどう110番			0570-00-6110
東京都労働相談情報センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター 03-3265-6110
大崎事務所	〒141-0032	品川区大崎1-11-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー2階 03-3495-6110
池袋事務所	〒170-0013	豊島区東池袋4-23-9	03-5954-6110
亀戸事務所	〒136-0071	江東区亀戸2-19-1	カヌリアプラザ7階 03-3637-6110
多摩事務所	〒190-0023	立川市柴崎町3-9-2	6階 042-595-8004

※令和5年4月1日現在の内容です。変更されている場合がありますのでご注意ください。市区町村名は管轄区域、○印は業務内容等

(鶴見区、神奈川区)	J R 鶴見
(港北区、緑区、青葉区、都筑区)	J R 新横浜
(中区、西区)	J R 関内
(保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)	J R 東戸塚
(南区、港南区、磯子区、金沢区) ※横浜南年金事務所の厚生年金保険等の届出の受付業務等は横浜中年金事務所が管轄しています。	市営地下鉄蒔田
(川崎区、幸区)	J R 川崎・京急川崎
(中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)	J R 武蔵溝ノ口
(横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡)	京急横須賀中央
(平塚市、秦野市、伊勢原市、中部)	J R 平塚
(藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡)	J R 藤沢
(小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡)	J R 小田原
(相模原市、大和市)	小田急相模大野
(厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡)	小田急本厚木
○健康保険の給付関係(健康保険組合を除く)	みなとみらい線みなとみらい

○職場のいじめ、セクハラなどの人権問題の相談など	みなとみらい線馬車道
〃 (全国共通人権相談ダイヤル)	
○法律相談(有料)、労働紛争代理人弁護士を紹介、弁護士の受任など	みなとみらい線日本大通り
○法律相談(有料)、弁護士の受任など	J R 横浜
〃	J R 川崎・京急川崎
〃	京急横須賀中央
〃	小田急・相鉄海老名
〃	J R 相模原からバス
〃	J R 小田原
○弁護士による紛争のあっせん・仲裁	みなとみらい線日本大通り
○法的トラブルの解決に役立つ情報提供、法律相談(無料)・裁判費用の立替え(ただし利用条件あり)など	〃
〃	J R 川崎
〃	J R 小田原
○中小企業の経営全般に関する相談、下請かけこみせ、情報提供など	J R・市営地下鉄関内

○電話相談専用	
○来所予約電話(千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ)	飯田橋、水道橋
○来所予約電話(港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区)	J R 大崎
○来所予約電話(文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区)	池袋、地下鉄東池袋
○来所予約電話(台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区)	J R 亀戸
○来所予約電話(八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡)	J R 立川、多摩都市モノレール立川南

12  
相談窓口・問合せ等